

西葛西中学校 学校いじめ防止基本方針

江戸川区立西葛西中学校

1 はじめに

◎基本理念

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。「どの子供にもどの学校においても起こり得る」ことを十分認識するとともに学校教育における深刻であり、早急に解決しなければならない問題である。

本校では、すべての生徒がいじめを受けず、行わず、他の生徒に対して行われるいじめを見逃ごすことがないように、いじめ防止等のための対策を行う。

◎学校及び職員の責務

いじめは、被害者、加害者、傍観者という構造の中で行われる。生徒には、いじめを自らの問題とし、いじめの問題の根底にある人間尊重の精神を深く感得させる。全教職員は、生徒が発しているサインを見逃すことがないように常に危機感をもって生徒に接する。教職員相互の情報交換を密に行い、保護者など関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ撲滅に向けて不断の努力しなければならない。

このことを念頭において下記の西葛西中学校 学校いじめ防止基本方針を示し、いじめのない学校生活の実現を目指す。

2 本校のいじめ防止基本方針

本校の教育目標「規律を守り責任を果たす生徒」「思いやりがあり社会に貢献できる生徒」に則り、いじめを受けず、行わず、見過ごさない心と態度を育成する。また、生徒の健全な成長と道徳的実践力、行動力の育成を目指し、いじめ防止等のための対策を行う。

- (1) 法を順守し、豊かな情操と道徳心を培う教育の推進を図る。
- (2) 学校教育全体を通して人権教育の充実を図る。
- (3) 人はそれぞれ違いがあり、その関係性を踏まえた上での実践的な社会性の涵養を図る。

3 いじめ防止等のための対策

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止と早期発見）

(いじめを生まない、許さない。いじめを初期段階で共有化する。)

- ア 定期的に生徒アンケートを実施、分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- イ 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
- ウ 生徒と接する機会を多く持ち、生徒の話を聴く。生徒の思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす。
- エ 道徳の授業をはじめ全ての教育活動において、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- オ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させる。また、コミュニケーション能力、社会性、自尊感情、達成感及び自己有用感の育成のために所属感のある学級作りを工夫する。
- カ 生徒の自己肯定感、自尊感情を高めるために教職員をはじめ生徒を取り巻く人々とのつながりを重視し、居場所づくりに努める。
- キ 問題行動の指導に当たっては、きめ細やかに愛情をもって指導する。
- ク 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- ケ 校内連絡体制の見直しを行い、迅速に共有できる体制、環境を構築する。

(2) 本校におけるいじめに対する措置（早期対応）

ア いじめられた生徒への対応

- (ア) 生徒及び保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任又は学年主任を中心とした組織（学校いじめ対策委員会）で対応する。生徒から個別の聞き取り等を実施し、重大事態とならないように対処する。
- (イ) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認する。親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践しながら指導の経過を確実に記録する。
- (ウ) 保護者に対して、事実について説明する。今後二度と起こらぬような体制について説明し理解を得る。
- (エ) いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告する。
- (オ) 養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携する。メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- (カ) 緊急避難として欠席した場合には、学習補償のプログラムを作成・提供する。
- (キ) 家庭訪問をはじめとする連絡手段を実施することで、生徒・家庭に安心感をもたせる。
- (ク) 教育委員会に事実関係を報告する。

イ いじめた生徒への対応

- (ア) 事実確認を行い、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で組織的・継続的な指導を行う。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- (イ) いじめに至った原因や背景を確認し、必要であれば関係機関と連携して立ち直りの支援を行う。
- (ウ) 家庭に連絡し、指導経過を報告する。また、立ち直りに関して家庭の協力を得るようにしていく。

ウ 学校としての取組

- (ア) いじめが起きた事実を真摯に受け止める。学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- (イ) 学級指導の見直しや授業改善を図る。生徒が充実した学校生活を送れるような環境の改善を図る。
- (ウ) 学校公開、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有する。また、地域ネットワークの活用により、「いじめのない学校」を築く。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

ア 重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
例えば、生徒が自殺を企図した場合、生徒に精神性の疾患が発症した場合、生徒が身体に重大な傷害を負った場合、生徒が金品等に重大な被害を被った場合 などである。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
相当の期間とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

ウ 重大事態の調査

- (ア) 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門機関や第三者からなる組織を設けて調査をする。
- (イ) 重大事態が発生したことを真摯に受け止める。全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行うなどで事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- (ウ) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を定期的に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

エ 被害生徒の安全確保、不安解消のための支援

- (ア) 被害生徒が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築するなど安全を確保する。また、教育委員会の助言を得ながら、生徒の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。
- (イ) 必要に応じて外部人材や関係機関等と連携した支援を行う。
- (ウ) 安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得る。対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告する。

オ 加害生徒の更生に向けた支援

- (ア) 組織的に複数教員、スクールカウンセラー、関係機関等で適切に役割分担をしながら、加害生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- (イ) 加害生徒が、どのように行動すれば、学校に通う生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。
- (ウ) 保護者への説明や協力関係を構築する。保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

西葛西中学校 学校いじめ防止基本方針（概要）

基本理念

基本的な考え

いじめは、絶対に許されない行為である。「どの子供にもどの学校においても起こり得る」ことを十分認識するとともに学校教育における深刻であり、解決しなければならぬ問題である。

本校では、すべての生徒がいじめを受けず、行わず、他の生徒に対して行われるいじめを見過ごすことがないように、いじめ防止等のための対策を行う。

学校及び教職員の責務

全教職員は、生徒が発しているサインを見逃すことがないように常に危機感をもって生徒に接する。学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ撲滅に向けて不断の努力をする。

いじめ防止基本方針

基本方針

いじめを受けず、行わず、見過ごさない心と態度を育成する。また、生徒の健全な成長と道徳的実践力、行動力の育成を目指し、いじめ防止等のための対策を行う。

- ・法を順守し、豊かな情操と道徳心を培う教育の推進を図る。
- ・学校教育全体を通して人権教育の充実を図る。
- ・人はそれぞれ違いがあり、その関係性を踏まえた上での実践的な社会性の涵養を図る。

いじめ防止のための対策

いじめ防止対策（措置）

いじめ防止に関する措置（未然防止・早期発見）	
未然防止	早期発見
いじめを生まない、許さない学校づくり ・居場所づくり（所属感のある学級づくり） ・自尊感情、自己有用感の醸成する環境づくり ・保護者、地域等との連携	いじめを初期段階で共有化する ・アンケート、教育相談体制の実施 ・生徒と接する機会を増やす ・校内連絡体制の見直しと再構築

いじめに対する措置（早期対応）		
いじめられた生徒への対応	いじめた生徒への対応	学校としての取組
・聞き取りの実施 ・事実確認、説明 ・関係機関との連携 ・学習の補償	・事実確認、説明 ・組織的・継続的な指導 ・立ち直りの支援 ・関係機関との連携	・豊かな人間関係を育むための指導方法の改善 ・生活、教育環境の改善 ・保護者や地域との連携

重大事態発生時の対応

重大事態への対応

発生	・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ・申立てがあったとき。
報告	・発生時には教育委員会に迅速に報告する。
調査	・弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門機関や第三者からなる組織（調査委員会）を設けて調査する。 ・事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。 ・説明責任、個人情報保護を踏まえた定期的な情報の公開を行なう。
支援	・対象生徒の安全の確保と支援を行なう。 ・必要に応じて関係機関との連携を行う。

学校評価における留意事項

その他

- 以下の2点を学校評価の項目に加える
- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。